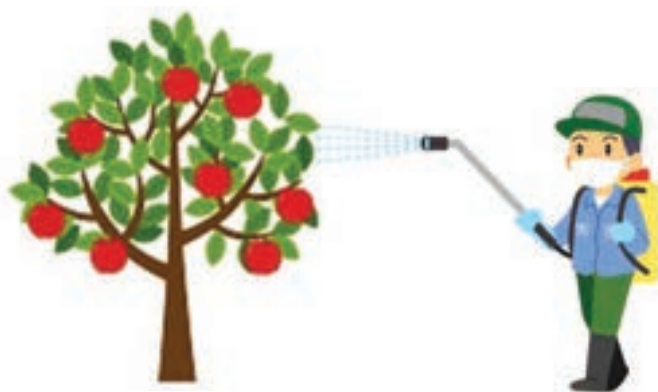


残留農薬



19

©2024JPQA

1. 農薬の残留基準とは

- 食品(農作物)中に含まれることが許される残留農薬の限量
- 残留基準を超えた食品の流通は禁止されています

(設定方法)

個々の残留基準値は、使用方法を遵守して農薬を適正に使用した場合の残留試験の結果を踏まえて設定されています

具体的には、以下のデータから設定

- 個々の農薬成分に設定されている**ADI**
このほか、**ARfD**(急性参照用量)も考慮している
- 各食品の摂取量調査
- 個々の農薬の使用方法
- 作物残留試験

※ ADI(一日摂取許容量)とは、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量で、毒性試験結果から設定 (**A**cceptable **D**aily **I**ntake)

(食品安全委員会の資料などから作成)

20

©2024JPQA

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

○ 調査対象品目（15品目）

○ 調査対象国・地域等（国際基準及び20か国・地域）

○ 調査対象農薬成分：調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

[illegible]

農林水産省 残留農薬サイト：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

3. 台湾の残留農薬基準値超過等による不合格情報サイト



台湾 衛生福利部: https://www.fda.gov.tw/UnsafeFood/UnsafeFood.aspx#ctl00_content_ListPanel

©2024JPQA

23

4. 台湾で残留農薬基準値超過により不合格となった事例(2024年)

品名	件数	検出された農薬成分名
アズキ	1	ピリベンカルブ
イチゴ	32	アクリナトリン、アセキノシル、アセタミプリド、イソピラザム、スピロテトラマト、チアクロプリド、ピフェナゼート、フェンヘキサミド、フルジオキサニル、フロニカミド、メパニピリム、ルフエスロン
オレンジ	1	フェンヘキサミド
カボチャ	1	ヘプタクロル
カキ	1	クロルフルアズロン
カレー粉	2	リン化水素
キウイフルーツ	4	イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、プロプロフェジン
キンカン	7	イソフェタミド、フルベンジアミド
ケール	1	アミスルブロム
玄米	2	ヒ素
コメ	1	ヒ素
サクランボ	1	シエノピラフェン

品名	件数	検出された農薬成分名
サツマイモ	1	フェブロニル
ジュンサイ	1	イミダクロプリド
スイカ	2	ニテンピラム
ネギ	6	アミスルブロム、シアントラニプロール、メタフルミゾン、メキシフェノジド
ブドウ	1	シアントラニプロール
ブルーベリー	1	ジウロン、ノバルロン
ミカン	18	クロルピリホス、シアントラニプロール、テトラジホン、フェントエート、メタフルミゾン
メロン	10	エトフェンブロックス、シエノピラフェン、テトラニプロール、ニテンピラム、ピリフルキナゾン、フェニトロチオン、マラチオン、メパニピリム
モモ	1	クロルピリホス
ユズ	1	ボスカリド
リンゴ	1	テトラジホン
合計	97	

※ 台湾の衛生福利部のサイトから2024年1月～12月の日本産を検索して整理

©2024JPQA

24

5. 台湾で残留農薬基準値超過により不合格となったイチゴの事例



(2024年1月1日～12月31日までに台湾がHPで公表した日本産イチゴの不合格事例)

農薬成分名	農薬名	件数	検出濃度 (ppm)	台湾基準値 (ppm)	日本基準値 (ppm)
アクリナトリン	アーデント	2	0.02、0.04	不検出	0.3
アセキノシル	カネマイト	4	0.02～0.12	不検出※	2
アセタミプリド	モスピラン	1	1.10	1.0	3
イソピラザム	ネクスター	2	0.35、0.70	不検出	5
スピロテトラマト	モベント	3	0.02～0.10	不検出	10
チアクロプリド	バリアード	1	1.01	0.01	3
ビフェナゼート	マイトコーネ	1	2.70	2.0	5
フェンヘキサミド	ジャストミート	1	0.20	不検出	10
フルジオキシニル	セイビアー	1	2.10	2.0	5
フロニカミド	ウララ	1 8	0.02～1.20	0.01※	2
メパニピリム	フルピカ	2	1.10、2.10	1.0	7
ルフェスロン	マッチ	5	0.70～0.90	0.5	1

注 件数は、1検体から複数の農薬成分が検出されているものもあることから不合格件数とは合致しない。
台湾基準値は、不合格当時の基準値で、※印は、その後基準値が変更されている

6. 台湾で残留農薬基準値超過により不合格となったミカンの事例



(2024年1月1日～12月31日までに台湾がHPで公表した日本産ミカンの不合格事例)

農薬成分名	農薬名	件数	検出濃度 (ppm)	台湾基準値 (ppm)	日本基準値 (ppm)
クロルピリホス	ダーズバン	2	0.03、0.38	0.01	1
シアントラニリプロール	エクシレル	9	0.01～0.08	不検出	0.7
テトラジホン	テデオン	1	0.12	不検出	2
フェントエート	エルサン	6	0.30～0.40	0.2	0.1
マンジプロパミド	レーバス	1	0.18	不検出※	3
メタフルミゾン	アクセル	2	0.03、0.04	0.01	8

注 件数は、1検体から複数の農薬成分が検出されているものもあることから不合格件数とは合致しない。
台湾基準値は、不合格当時の基準値で、※印は、その後基準値が変更されている

7. 台湾で残留農薬基準値超過により不合格となったメロンの事例

(2024年1月1日～12月31日までに台湾がHPで公表した日本産メロンの不合格事例)

農薬成分名	農薬名	件数	検出濃度 (ppm)	台湾基準値 (ppm)	日本基準値 (ppm)
イプロジオン	ロブラール	1	0.33	0.01	8
エトフェンプロックス	トレボン、アースガーデン	1	0.08	0.06	2
シエノピラフェン	スターマイト	1	0.01	不検出	0.5
テトラニリプロール	ヨーバル	1	0.02	不検出	0.5
ニテンピラム	ベストガード	3	0.02～0.04	不検出	0.7
ピフルブミド	ダニコング、ダブルフェース	2	0.02、0.03	不検出	0.5
ピリフルキナゾン	コルト	1	0.02	不検出	0.05
フェントロチオン	スミチオン	1	0.05	0.01	0.02
フェントエート	エルサン	2	0.11、0.20	0.01	0.02
マラチオン	マラソン、マラパッサ	1	0.03	0.02	8
メパニピリム	フルピカ	1	0.03	不検出	2

注 件数は、1検体から複数の農薬成分が検出されているものもあることから不合格件数とは合致しない。
台湾基準値は、不合格当時の基準値

8. 台湾における農産物に対する検査等措置の情報サイト

The screenshot displays the Taiwan Food and Drug Administration (FDA) website. The header includes the FDA logo and navigation links in Chinese and English. The main content area is titled '農產專區' (Agricultural Products Section) and lists various inspection measures and standards for agricultural products. The text is in Chinese and provides detailed information about the inspection process and standards for agricultural products imported from Taiwan.

台湾衛生福利部：<https://www.fda.gov.tw/TC/siteContent.aspx?sid=2409>

8-2. 台湾における農産物に対する検査等措置の情報サイト

[illegible]

台灣衛生福利部：<https://www.fda.gov.tw/TC/siteContent.aspx?sid=2409>

©2024JPOA

9. 台湾における残留農薬基準値の見直しの状況(イチゴ)

農薬成分名	改正日	台湾の基準値 (ppm)		日本基準値 (ppm)
		改正前	改正後	
アセキノシル	2024.4.1	不検出	1.0	2
クロルフェナピル	2024.4.1	0.01	0.5	5
シアントラニリプロール	2023.11.10	不検出	1.5	2
フロニカミド	2024.4.1	0.01	0.7	2

いちごの不合格事例

- アセキノシル：2024年に4件の基準値超過があったが、この改正で0になる
- クロルフェナピル：2023年に1件、2022年に17件の基準値超過があったが、この改正で0になる
- シアントラニプロール：2023年に10件、2022年に2件の基準値超過があったが、この改正で0になる
- フロニカミド：2024年に18件、2023年に10件、2022年に14件の基準値超過があったが、この改正で基準値超過が1件のみとなる

10. 台湾向けイチゴの残留農薬の課題と対策



課題

- ◆ イチゴの国内出荷量は約161,100トン（2024年）で、このうち輸出されたイチゴは約2,500トンと僅かに1.6%弱。多くの生産者は**国内向けに生産し、輸出の意識が薄い**。
- ◆ 日本と台湾では残留農薬基準値が異なる。台湾では、**登録の無い農薬は不検出**とされている。
- ◆ 日本と台湾では分析方法が異なる。台湾は、**ヘタを含めて**（日本はヘタを除去）QuEChERS法で前処理後に一斉分析する。

対策

- ◆ **代替農薬の使用**（台湾と日本の基準値が同じ若しくは台湾が高い農薬の使用）
- ◆ 育苗期及び定植時の防除の徹底（二酸化炭素処理などの活用）
- ◆ UV-B電球型蛍光灯又は電球型UV-B LEDでの紫外線照射
- ◆ バンカーシートなどの天敵導入、微生物製剤などの生物農薬や気門封鎖剤などの物理的防除法の利用など**IPM**を指向した防除体系の策定
- ◆ 台湾の基準値が不検出の農薬については収穫75日前までの使用。台湾の基準値が0.1ppmなら10日後の収穫、1ppmなら収穫直前に散布しないなどで不合格にならない可能性がある
- ◆ 防虫ネット、二重扉、エアーカーテン等の設置など病虫害の侵入防止措置

（対策は「いちごの病虫害防除マニュアル（農研機構）」等を参照）

イチゴの病虫害防除マニュアル：<https://jpfruit-export.jp/ichigo/images/JFECmanual03.pdf>

©2024JPQA

おわりに



1. 農産物を輸出する場合のその他の課題等

- **福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制**
農産物の輸入停止、検査証明書や産地証明書の添付などの規制
- **ワシントン条約**
ラン、サボテン、アロエなど移動規制の植物がある
- **種苗法**
品種登録された苗等を輸出する場合は、育成者権者の承諾が必要
- **カルタヘナ議定書**
遺伝子組換え植物を輸出する場合は、輸入国に通告・通報等の手続き
- **ハラールなどの規制**
- **食品衛生等に係る規制**
タイ向けの一部の食品については、衛生に係る証明書の添付や施設認定等の規制等
食品の英語表記での表示の規制
- **食品添加物などの規制**

2. 農産物の輸出に当たって確認・実施すべき事項

- **植物検疫条件の確認**
 - ・農産物(植物)は輸出先国、輸出する品目によって検疫条件が異なる。
 - ・どの国に何を輸出するかを決め、その国の検疫条件を確認する。
- **輸出先国の植物検疫条件をクリアするための手続きを行う**
 - ・生産園地や選果こん包施設等の登録等はないか。
 - ・Import Permit、Import quotaなどの事前の取得はないか。
 - ・消毒等の措置が求められていないか。
 - ・こん包表示等の規制がある場合、適切に表示しているか。
 - ・植物検疫証明書の添付が求められていないか。添付が求められている場合は、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請し受検する必要がある。
- **残留農薬基準値の確認**
 - ・残留農薬基準値は輸出先国によって異なる。
 - ・日本の基準値よりも極端に低く設定されている農薬はできるだけ使用しないことが望ましい。
 - ・代替農薬の利用、IPMを取り入れた病虫害防除などを実践する。

ご清聴ありがとうございました

ご不明な点等があればご相談ください

- 一般社団法人全国植物検疫協会
- 電話番号：070-1187-1520 03-5294-1520
- e-mail: support@zenshoku-kyo.or.jp

